

## 本号で公布された条例のあらまし

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例（埼玉県条例第三十九号）（情報システム課）

### 一 趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する。

### 二 内容

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する。

### 三 施行期日

平成二十七年十月五日